

2015年12月11日

京都市保健福祉局保健衛生推進室
保健医療課（食品安全担当）御中

（連絡先）

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4 F
京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
電話:075-251-1551 FAX075-251-1555

「次期京都市食の安全安心推進計画(平成 28 年度～32 年度)骨子案」への意見

以下、意見を述べます。

【1】全体的に

1. 現行の京都市食の安全安心推進計画(平成 23 年度～27 年度)にたいする到達評価(ふりかえり)を明記してください。

次期京都市食の安心安全推進計画(平成 28 年度～32 年度)策定にあたっては、現行の「推進計画(平成 23 年度～27 年度)」にたいする到達評価(ふりかえり)を行ない、こんごの課題を明らかにして策定する必要があります。例えば、現行の「推進計画」では、推進体制として、「市民生活で培われた智恵や、食品等事業者、大学等に蓄積された食に関する安全情報を市民生活に活かすため、市民等や食品事業者および大学等との情報共有を図る『食の安全総合ネットワーク』を運営します。……『食の安全総合ネットワーク』を活かして、……各種施策に取り組みます」(第 3 章 推進計画の推進体制)となっていますが、「次期推進計画骨子案」p11 の 4 (1)推進計画の推進体制では、食の安全総合ネットワークについて触れていません。食の安全総合ネットワークが果たした役割などについて具体的にどうだったのか。次期推進計画骨子案では、なぜ触れていないのか等理由を明記してください。

2. 各施策に対する具体的な数値目標を設けてください。

「次期推進計画骨子案」では、5年後の目指すべき姿として、「食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち」を掲げられています。抽象的なイメージであり、具体的にどのようなレベルに到達しているのかわかるように、各施策に具体的な数値を明記してください。そのことで、毎年度に策定する京都市食品衛生指導計画のうえでも進捗管理ができると考えます。

【2】1 推進計画の背景について

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が大筋合意しました。こんご食のグローバル化が一層すすむなかで、食料自給率の低下への不安や食料の海外依存の加速による、食の安全への

不安（食品添加物、栄養成長剤、残留農薬、ポストハーベスト、遺伝子組み換え食品の表示など）が懸念されます。消費者の願いは、安心・安全な食品を安定して利用し続けることができることにあります。「次期推進計画骨子案」p2の推進計画と食を取り巻く状況で環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が大筋合意したことについての課題について明記し、各種施策に反映してください。

【3】2 推進計画の基本的事項（3）推進計画の位置づけ

「市民自らが『食』に関する知識と『食』を選択する力を修得し、健全な食生活を実践できる」（次期推進計画骨子案p4）状況を作りだしていくためには、消費者・市民の年齢や判断能力等に配慮した、より適切な施策の充実や、自らの消費行動が社会や環境に大きな影響を与えることを自覚し、行動することが重要です。そのような意味では、「食育推進プラン」との連携に加え、「京都市消費生活基本計画」や、「京都市消費者教育推進計画」等もふまえた推進計画となるようにしてください。

【4】3 施策の展開について

1. 施策2 食品等事業者による自主衛生管理の推進について

食品等事業者が実施すべき管理運営基準に係る指針（ガイドライン）が改正され、京都市においても2015年3月、管理運営基準条例が改正され、危害分析・重要管理点（HACCP）方式による基準を加えられました。「次期推進計画骨子案」においても推進していくことが示されました。京都市内の食品製造関連事業者は中小零細な規模のところが多くないところから、HACCPシステムの導入の必要性について知識の習得機会を数多くつくっていくことが必要と考えられます。食品製造関連事業者を対象にした研修会等を業種別に開催することが必要ではないでしょうか。また、HACCPシステムについては、消費者の中ではあまり知られていないのが現状ではないかと考えます。消費者向けの学習会等の機会等を設け、HACCPシステムについての理解を広げるための啓発活動も必要と考えます。

2. 施策4 リスクコミュニケーションの充実について

消費者・市民、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換し、食の安心・安全の取組とともに考えるリスクコミュニケーションは信頼感を高めることにもつながります。リスクコミュニケーションの手法については工夫しながら、消費者団体と連携した参加型・地域密着型リスクコミュニケーションのさらなる充実を望みます。

3. 施策1 行政による効率的、効果的な監視や検査の実施、施策4 リスクコミュニケーションの充実について

（1）機能性表示食品制度が創設されました。機能性表示食品については、機能性の科学的根拠が脆弱であるといった意見もあり、消費者の中には様々な受けとめがあります。

「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」の保健機能食品についての学習会の開催や生産者・事業者との意見交換会等の機会をご検討ください。

（2）上述した3種類の「保健機能食品」以外にも効能・効果を標榜する「健康食品」類

が多数存在しています。健康商品を標榜するものの中には、医薬品医療機器等法（旧薬事法）や景品表示法に違反するのではといった苦情・相談が消費者団体等に寄せられています。行政からの指導を強めていく必要があることと同時に、消費者団体訴訟制度を担っている適格消費者団体等との連携した取組についてもご検討ください。

【5】4 推進計画の推進体制及び進行管理について

現行の推進計画の推進体制では、「市民等」「食品等事業者」「大学等」及び「国・他行政機関」との連携に重点をおいていましたが、「次期推進計画骨子案」では、上記に加え、「業界団体」「消費者団体」についても加えられ、各種施策を協働し推進することが明記されたことについては評価し、歓迎します。消費者団体と積極的に連携した各種施策の取り組みがすすむことを期待します。また、食の安全にかかわる取り組みについては、京都府の取り組み、京都市の取り組みといった区別はありません。府・市が今以上に連携し、食の安全を守る取り組みを強めてください。

以上